

平成26年度 保育所 入所のご案内



平成26年度新規入所（4月当初入所および5月以降の入所予約）の申し込みを10月1日（火）から10月7日（月）まで受け付けます。

保育所は、日中家庭で十分保育ができない乳幼児を保護者に代わってお世話するところです。

本町には下表の民間の保育所があります。

保育時間

保育時間は、保育所の開所時間内で、保育所（園）長が保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して定めます。

保育所名		大 治 保 育 園	大治東保育園	大治南保育園	おおはる認定こども園 おおはる西保育所
所在地		西條字南屋敷イ79	北間島字屋敷94	砂子字中割28	西條字土井ノ池35－1
電話番号		(444) 2059	(441) 3114	(432) 0781	(755) 2485
定員		200人	230人	200人	60人
受入月齢		8カ月～	6カ月～	3カ月～	8カ月～
開所時間 (延長保育含む)		平日 午前7時15分 ～午後7時15分 土曜日 午前7時15分 ～午後1時	平日 午前7時15分 ～午後7時15分 土曜日 午前7時15分 ～午後1時	平日 午前7時 ～午後7時 土曜日 午前7時 ～午後3時	平日 午前7時15分 ～午後7時15分 土曜日 午前7時15分 ～午後1時
障がい児保育		○	○	○	×
入所申込	受付期間	10月1日(火)～7日(月) 午前8時30分～午後5時15分 ※役場閉庁日を除く			10月1日(火)～7日(月) 午前8時～午後7時15分 ※休園日を除く
	受付場所	役場 民生課 児童福祉係			おおはる認定こども園 おおはる西保育所

入所基準および添付書類

保育所に入所できる児童は本町在住で、保護者等が次のいずれかの事情に該当する場合です。

※（ ）内は添付書類

① 昼間に居宅内・外で児童と離れて労働することを常態としている（勤務・パート・内職・自営等証明書）

※就労予定の場合（勤務・パート・内職・自営等証明書（就労予定）または就労する旨の誓約書）

② 出産予定日の前後各2カ月間（医師の診断書または母子健康手帳の写し）

③ 病気または障がいがある（医師の診断書または身体障害者手帳等の写し）

④ 同居の親族を常時介護している（医師の診断書または身体障害者手帳等の写し）

⑤ 災害を受け、その復旧にあたる（罹災証明書）

⑥ これらの事情に類する状態にある場合（就学証明書等）

入所申し込みの手続き

提出書類

- ・保育所入所申込書
- ・各種添付書類

※前ページの「入所基準および添付書類」の（ ）内を参照してください。

- ・口座振替依頼書（依頼者控）

※保育料の納入方法は、口座振替です。入所申し込み前に金融機関で口座振替の依頼手続きを済ませておいてください。

入所面接 保育所ごとに入所面接を行います。

面接の日時、場所等については、入所決定後に保育所より直接、保護者の方へ連絡があります。日時、場所等は、保育所によって異なりますのでご注意ください。

申込書等の配布 入所申込書等の用紙は、役場民生課で9月2日（月）から配布します。

※おおはる認定こども園おおはる西保育所の入所申込書等の用紙の配布および申込受付は役場では行いませんので、直接、おおはる西保育所へお問合せのうえ、お申し込みください。

入所予約

会社等に勤務されている方で、産休および育児休業の取得後に保育所への入所を希望される場合は、出産前に入所申し込みをすることができます。

保育料

保護者の皆さんが負担する保育料は、児童の属する世帯の父母またはそれ以外の扶養義務者（家主の主宰者）の前年分の所得税合

計額または前年度分の市町村民税合計額等により「階層別」に決定され、毎月納付していただきます。

平成25年度の保育料は左表のとおりです。なお、平成26年度の保育料の決定に必要な書類は、後日提出していただくことになります。

保育料の納付方法

口座振替による納付で、振替日は原則毎月末です。
※振替日が土日・祝日の場合は、翌日になります。

入所決定

入所決定は12月中旬ごろに、保育料の決定は平成26年4月中旬ごろに、各家庭へ通知します。

申込者が定員を超えた場合は、各家庭の就労状況等を勘案したうえで選考します。（入所できない場合は、待機していただくこともできます。）

問合せ先 役場 民生課

内線 166・167

保育料(保育所運営費保護者負担金)徴収金基準額表 (単位:円)

各月初日に在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)	
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
第2	第1階層および第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	前年度分の市町村民税非課税世帯	5,400 (2,700) [0]
第3		前年度分の市町村民税課税世帯	3,600 (1,800) [0]
第4	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満	11,700 (5,900) [0]
第5		40,000円以上 103,000円未満	9,900 (5,000) [0]
第6		103,000円以上 413,000円未満	18,000 (9,000) [0]
第7		413,000円以上	29,000 (14,500) [0]
			20,000 (10,000) [0]
			39,700 (19,900) [0]
			21,600 (10,800) [0]
			51,500 (25,800) [0]
			23,300 (11,700) [0]

- ・（ ）内の金額は、それぞれの階層に属する世帯から2人以上の児童が入所している場合における2人目の児童に適用される基準額です。
- ・[]内の金額は、それぞれの階層に属する世帯から3人以上の児童が入所している場合における3人目以降の児童に適用される基準額です。
- ・月の途中で入所または退所した児童のその月に係る負担金については、日割計算による額を徴収します。なお、算定した負担金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。
- ・町民税未申告世帯は第3階層とします。
- ・児童の属する世帯の階層が、第2階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合にはこの表の規定にかかわらず、当該階層の保護者負担金徴収額は0円とします。
 - ①「母子世帯等」…母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯およびこれに準ずる父子家庭の世帯
 - ②「在宅障害児（者）のいる世帯」
- ・保護者が児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を3人以上養育または監護し、かつこれらの児童と生計を同じくする場合にはこの表の規定にかかわらず、該当児童のうち、その出生の最も早いものから順次に数えて第3番目以降の3歳未満時に係る徴収金を0円とします。